

## ● 「在宅医療」を請求できる保障と入力について

在宅医療\*を受け、以下の保障がある場合、請求事由「在宅医療」にチェックし、「在宅医療期間」をご入力ください。

- ・ **(短期) 継続入院・在宅医療サポート給付金**
- ・ **ストレス・メンタル疾病サポート一時金**

\* 在宅医療とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。

公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料（往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除きます）に列挙されている診療料や管理指導料等の算定対象となる診療行為が対象となります。

※ 医師から「しばらく自宅で静養するように」との指示を受けて自宅で静養しても、医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定がされていない場合は対象外となります。